

## 「栗東市路上喫煙の防止に関する条例（案）」【議員提案条例】に関する パブリックコメントの実施結果について

栗東市議会では、「栗東市路上喫煙の防止に関する条例（案）」を策定するにあたり、その骨子について、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

その結果、条例の内容や路上喫煙対策について、参考となる貴重なご意見をいただくことが出来ました。

このたび、お寄せいただきましたご意見の要旨と栗東市議会の考え方につきまして、次のとおり皆様にお知らせいたします。

### 1. 意見募集の概要

#### （1）意見募集の期間

平成24年1月23日（月）～平成24年2月20日（月）

#### （2）意見募集の周知方法

市情報公開コーナー、各学区コミュニティセンター、市ホームページ等

#### （3）閲覧場所

市役所、各コミュニティセンター、議会事務局、市ホームページ

#### （4）意見の提出方法

郵送、ファックス、Eメール

### 2. 意見募集の結果

意見の提出者数      1 件

意見内容の数        4 項目

意見の内容	意見件数	栗東市議会の考え方
喫煙については、基本的には喫煙者のマナーを向上させることが大切である	1	本条例（案）の趣旨は、まさに、喫煙マナーの向上を図ることです。道路やその他の公共の場所において、たばこの吸い殻の投棄の防止、また、歩行者等に対する危険防止に、喫煙者自ら努めていただくことが大切です。 喫煙マナーの向上のため、条例制定後も、継続して、啓発活動に取り組めます。
「健康への影響の抑制」と言う文言は不必要と考えます。屋外での喫煙は煙が大気中に拡散するので健康への影響は	1	喫煙による健康への悪影響は科学的に明らかになっています。受動喫煙においても、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、また肺がんや循環器疾患などのリスクの上昇を示す調査結果がありま

<p>ほとんどないと考えるのが妥当です。</p>		<p>す。確かに屋外では、室内と比べ煙の影響は少なくなると考えられますが、人体への影響が全くないと言い切ることはできないと考えます。</p> <p>参考 厚生労働省～たばこ健康に関する情報ページ～ <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html</a></p>
<p>販売業者は、喫煙者に対し、「マナー向上の啓発」を実施され、喫煙者のマナーも向上してきています。また、たばこは市税にも貢献しています。仮に規制が行き過ぎた内容となった場合、販売の低下や税収の減少が懸念される。</p>	<p>1</p>	<p>本条例(案)の趣旨は、喫煙を否定したり、禁止したりするものではありません。</p> <p>市民のみなさま、事業者さま及び行政が互いに協力しながら、マナーの向上に向けた取り組みを進めたいと考えています。</p>
<p>近隣市で同様の「路上喫煙禁止条例」が施行されていますが、吸う人と吸わない人が共存できるように、駅前の人通りを避けた位置に、一定の喫煙場所を設置し愛煙家の方々に配慮されている。</p> <p>栗東市においても、禁止区域の有無に関わらず、一定の喫煙場所を整備する必要が有ると考えます。</p>	<p>1</p>	<p>喫煙場所の整備については、今後、路上喫煙禁止区域の指定と併せ、関係者と協議をするなかで判断して参ります。</p>